

筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する規則

平成12年3月29日

規則第3号

改正 平成17年3月28日規則第5号

平成21年4月1日規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年組合条例第8号）第23条に基づき、筑西広域市町村圏事務組合の職員（以下「職員」という。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の育児休業等）

第2条 職員の育児休業等については、筑西市職員の育児休業等に関する規則（平成17年筑西市規則第31号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第5号）

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。